

令和3年議員提出議案第1号

議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項について

上記の議案を別紙のとおり、愛北広域事務組合議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出します。

令和3年 2月18日提出

愛北広域事務組合議会 議長 丹 羽 孝 様

【提出者】

愛北広域事務組合議会議員 岡 村 千 里

愛北広域事務組合議会議員 宮 地 友 治

愛北広域事務組合議会議員 黒 川 武

愛北広域事務組合議会議員 酒 井 正 宗

愛北広域事務組合議会議員 矢 嶋 恵 美

提案理由

この案を提出するのは、議会運営の効率化を図るとともに、管理者の事務の能率的な執行に資するため、議決機関である組合議会において独自の判断をする余地のない簡易な事項を、管理者において専決処分することができる事項として地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき指定する必要があるからであります。

## 議会の権限に属する事項中管理者の専決処分事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項を管理者において専決処分することができるものとして指定する。

- 1 法律上の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 2 愛北広域事務組合が当事者となる和解及び調停で、その目的額が1件50万円以下のものに関する事。
- 3 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約で、300万円以内の契約金額の変更に関する事。

### 附 則

この事項は、議決の日から適用する。